

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準  
の再届出について（補足説明）

「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準の要件のうち、「薬剤師認定制度認証機構が認定している研修認定制度等の研修認定を取得していること」の要件については、平成29年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱うこととされており、平成29年4月1日以降引き続き算定を行う場合は、研修認定を取得していることを確認できる文書を添付のうえ、届出を行うよう示されたところです。

このことにより、当該施設基準の届出時において、届出している保険薬剤師の全員の研修認定を取得していることを確認できる文書を添付していない保険薬局については、改めて、届出している保険薬剤師の全員の研修を取得していることを確認できる文書を添付のうえ、再届出を行ってください。

また、当該施設基準の届出時から、届出している保険薬剤師に変更がある場合も、前記と同様に、変更している保険薬剤師の全員分の研修認定を取得していること等、併せて確認することになりますので、改めて、再届出を行ってください。

（注）届出している保険薬剤師に変更がある場合の取扱いについては、今後の届出において、届出している保険薬剤師の変更の都度、再届出による確認を求める取扱いとなります。

保険薬剤師の再届出の際は、裏面を確認のうえ、提出いただきますよう宜しくお願いいたします。

※ なお、既に届出している保険薬剤師の全員の研修認定を取得していることを確認できる文書の添付による再届出を済まされている場合は、再届出が不要になりますので、ご容赦願います。

届出対象	届出が必要な様式
届出時の保険薬剤師に変更がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2</li> <li>・研修認定を取得していることを確認できる文書 <u>（届出している保険薬剤師全員分）（※注）</u></li> </ul>
届出時の保険薬剤師に変更がある場合  ※通常の届出と同様の届出が必要となりますが、届出時の保険薬剤師の変更状況により、「地域活動に参加していることがわかる書類」の添付内容に変更がございますので、裏面をご確認願います。	<p>（以下の書類については、裏面をご確認願います）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2</li> <li>・研修認定を取得していることを確認できる文書</li> <li>・様式4</li> <li>・様式90</li> <li>・<u>地域活動に参加していることがわかる書類</u> （※別紙 参照）</li> </ul>

（※注） 研修認定を取得していることを確認できる文書

日本薬剤師会主催の日薬生涯学習認定証（JPALS）は、薬剤師認定制度認証機構が認定している研修ではありません。よって、当該学習認定証をもって研修認定取得とはなりませんので、ご注意ください。

## 届出時の保険薬剤師に変更がある場合の届出について

当該施設基準の届出ている保険薬剤師名を確認のうえ、以下の書類を正副二部提出願います。

別添2



※こちらの書類は、既に届出している方も含めた届出する保険薬剤師全員分を記載してください。

様式4

様式90

研修認定を取得していることを確認できる文書



地域活動に参加していることがわかる書類  
(※別紙、参考資料をご確認願います)

届出時の薬剤師から  
増員している場合  
又は  
届出時の薬剤師から  
一部の人の入替え  
がある場合

該当する薬剤師分  
の添付が必要

届出時の薬剤師  
から全て、人の入  
替えがある場合

薬剤師全員分  
の添付が必要

届出時の薬剤師から減員して  
いる場合

添付不要